

# 配慮措置企業

登録申請のご案内

(障がい者雇用事業主)

障がい者法定雇用率を達成している事業主は、配慮措置企業として登録いただくことで、鳥取県からの発注が受けやすくなります。

鳥取県が行う『物品、委託・役務及び賃借の調達（公共工事関係を除く）』で

- ✓ 予定価格が5万円以上の指名競争入札
- ✓ 予定価格が5万円以上の随意契約<sup>注</sup>

について

「障がい者雇用事業主」の登録を受けている配慮措置企業を加えて、指名競争入札や見積書の徴収を行います。

注) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（財産の買入れ：300万円以下 等）に該当して契約する場合のみ

## 【登録手続き】※登録は毎年申請が必要です（有効期間：8月1日又は登録の日～翌年7月31日）

(1) 障害者法定雇用率達成事業者登録申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課に“電子申請”、“電子メール”又は“郵送”でご提出ください。

申請書は、県ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/99724.htm>）からダウンロードしていただけます。  
電子申請の申請フォームへのリンクも貼っています。

### <提出先>

- |           |  |
|-----------|--|
| ①電子申請の場合  | 上に記載の県ホームページに申請フォームへのリンクを貼っています。<br>右のQRコードからは、申請フォームに直接つながります。  |
| ②電子メールの場合 | 電子メールアドレス： <a href="mailto:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp">koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp</a><br>※メール件名は、「配慮措置企業登録申請+事業所名」としてください。<br>これと異なる場合、受付ができないことがありますので、ご注意ください。 |
| ③郵送の場合    | 〒680-8570鳥取市東町一丁目1-220<br>鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課 宛   |



(2) 雇用・働き方政策課で申請内容を審査します。

- ① 適当と認めるとき 鳥取県の競争入札参加資格者名簿データベースに登録し、通知します。
- ② 不適当と認めるとき 理由を付して通知します。

## 【登録要件】障がい者雇用事業主

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する雇用率以上の障がい者を雇用している事業者

（雇用率に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り上げます。ただし、短時間労働又は特定短時間労働の障がい者がいる場合は、0.5人刻みとします。）

※詳細は、県ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/99724.htm>）をご確認ください。

配慮措置企業は、「障がい者雇用事業主」のほか、「ISO・TEAS認証事業者」（所管：脱炭素社会推進課）、「男女共同参画推進企業」（所管：県民運動課）、「家庭教育推進企業」（所管：社会教育課）があります。障がい者雇用事業主以外の配慮措置企業の登録に関しては、各所管課にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

◆ 配慮措置企業(障がい者雇用事業主)登録申請に関すること 雇用・働き方政策課 電話：0857-26-7693 FAX：0857-26-8169

◆ 競争入札参加資格者申請に関すること 総合事務センター 物品契約課 電話：0857-26-7431 FAX：0857-26-8118